

消防団員を雇用する事業者への優遇制度に関する意見書

消防団は、地域密着し、日ごろからの訓練による即時対応力にすぐれており、これまでも数多くの災害に出動し、東京消防庁とともに地域における消防防災のかなめとなっています。

昨年、台風9号の際、当市は避難勧告を発令。消防団には地域住民への周知に対応していただきました。また、日野駅前での延焼火災、日野台のガス爆発による火災など、昼夜を惜しまず活動していただいています。今後いつ来るかわからぬ大震災、台風等、消防団に対する期待は高まっています。

しかしながら、全国的に消防団員が年々減少し、かつて200万人いた団員も平成28年には86万人を割るなど地域防災力の低下が懸念されています。当市においても、条例定数490名のところ、現状409名と定数を大きく割っており、早急に、消防団員の減少に対する策を講じることが必要であると考えます。

現状、消防団員の多くは被雇用者です。消防団員の任務である火災対応・訓練は、本人はもとより、本人が勤める会社に対して負担をかけてしまうため、事業者の理解なくては消防団を続けることは困難であり、消防団員減少の要因の一つとなっていると考えます。

消防団員が消防団の活動に参加しやすい環境づくりをするため、消防団活動に協力する法人・個人事業者に対し、下記の通りの優遇制度を創設することを強く要望いたします。

記

1. 消防団員を有する法人・個人に対し、法人事業税(法人)、個人事業税(個人事業主)の減税を行うこと。
2. 消防団協力事業所の認定を受けている事業所については、低利にて融資を受けられる制度の設立を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 28 日

日 野 市 議 会

東 京 都 知 事 様